

# 県立三ツ境支援学校施設の利用について(利用規則)

## 1 ご利用いただける施設

利用施設	利用できる設備等	種目	利用日	利用可能時間
体育館	照明 冷房 暖房	ダンス・体操 バドミントン (ボールを利用しない活動 等)	月・火・木・金曜日	17:00~19:00
			開放している 土・日曜日	① 9:00~12:00 ② 13:00~16:00
グラウンド	サッカーゴール	サッカー、ティーボール (ボール等が防球ネットを 超えない活動 等)	開放している 土・日曜日	① 9:00~12:00 ② 13:00~16:00

※ただし、本校学校行事等の利用が優先となります。

※ご利用になる活動内容によっては、施設の性質上利用をお断りすることがあります。

※体育館の設備を利用した場合、次の料金がかかります。

照明設備: 電気代実費相当額として 2 時間利用につき 440 円が必要となります。

(延長1時間ごとに 220 円追加)

冷房設備: 冷房代実費相当として 1 時間利用につき 1,710 円が必要となります。

暖房設備: 暖房代実費相当として 1 時間利用につき 2,580 円が必要となります。

## 2 利用のしかた

### (1) 利用できる方

学習・文化・スポーツ活動を目的とする県内在住又は在勤の方。

なお、次のような場合は、(利用承認後であっても)利用をお断りいたします。

- ア 特定の政党や宗教団体の支持若しくは反対のための利用その他政治又は宗教に関する活動を目的とした利用
- イ 営利を目的とした利用
- ウ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある利用
- エ 申込内容に反する利用
- オ その他、施設の管理や学校教育活動に支障をきたすおそれのある利用

## (2) 申込方法

利用希望日の属する月の前月初日から10日までの間に、**施設利用申込書(様式2)**により担当者に申し込んでください。他の利用者等との調整の後、利用可能であれば、学校長より**施設利用承認書(様式3)**を交付します。

- ◆ 承認された後、利用できなくなった場合には、速やかにご連絡ください。
- ◆ **施設利用承認書(様式3)**を交付した後も天候等やむを得ない事由により施設が利用できなくなることがありますので、あらかじめご了承ください。
- ◆ 当年度初回申し込みの際は、**施設利用登録申請書(様式1)**をご提出して利用登録を行ってください。記載内容に変更が生じた場合もその都度ご提出いただきます。

## (3) 利用について

利用にあたっては、「**4 守っていただきたいこと**」をよくお読み頂き、体育館及び運動場の利用については、次のこともお守りください。

### ア 体育館の利用

- (ア) 利用当日は、利用責任者が「**施設利用承認書(様式3)**」をご持参のうえ、ご利用の前に事務室で受付をしてください。
- (イ) 体育館利用の際は内履きシューズに履き替えてください。外履きを入れる袋またはシートを持参してください。
- (ウ) 体育館内での水分摂取以外の飲食はご遠慮ください。また活動中に出たゴミは持ち帰ってください。
- (エ) 壁やガラスの破損を防ぐため、ボールを使っての活動は原則禁止とします。それ以外にも、壁や床を傷つけたり、テープを貼ったりすることはしないでください
- (オ) 施設利用終了後は、体育館とトイレの現状復帰をしてください。また、利用責任者が、終了時間後10分までに事務室に記入済施設利用報告書を提出してください。

### イ グラウンドの利用

- (ア) 利用当日は、利用責任者が「**施設利用承認書(様式3)**」をご持参のうえ、ご利用の前に事務室で受付をしてください。
- (イ) サッカーゴールは移動しないでください。
- (ウ) 活動中に出たゴミは持ち帰ってください。
- (エ) トイレは外トイレを利用してください。トイレの水道でシューズ等を洗わないでください。
- (オ) 施設利用終了後は、グラウンドとトイレの現状復帰をしてください。また、利用責任者が、終了時間後10分までに事務室に記入済施設利用報告書を提出してください。

## 3 保険の加入について

利用者の皆様には、万が一の事故に備えて、あらかじめ保険の加入をお勧めしています。また、利用申込みの際に傷害保険の加入の有無を確認させていただくことがありますので、ご了承ください。

#### 4 守っていただきたいこと

学校施設は、県民共有の財産です。皆さんが気持ち良く利用できるよう、また、生徒の教育活動の妨げにならないよう、次のことを守ってご利用ください。

- ア 県立学校は全面禁煙です。その他の火気使用もできません。
- イ 指定された利用施設以外の場所には、立ち入らないでください。
- ウ 利用が終了したときは、利用施設の清掃を行い、利用前の状態に戻した後、施設管理員の確認を得てください。(活動後の消毒作業は不要です)
- エ 開放施設利用中の事故等、緊急時については、各自対応していただいております。利用にあたって施設管理員及び学校と連絡を密にすると共に、事故のないよう責任を持って安全に努めてください。
- オ 利用中は正門を閉めてください。
- カ 利用中に異常な状態に気付いたときには、速やかに警察等の関係機関に連絡してください。警察110番や消防119番に連絡した場合やその他必要と考えられる場合には、施設管理員に必ず報告してください。
- キ 自動体外式除細動器(AED)は職員室に設置されており、利用日当日は職員玄関入口に仮設置されます。心肺停止の際には、利用者の皆様にも簡単な操作でお使いいただけますので、施設を利用される際には必ず仮設置場所を確認いただきますようお願いいたします。
- ク 利用中に施設・設備・物品等を破損若しくは滅失したときは、施設管理員を通して学校に連絡し、施設・設備破損届を必ず提出してください。
- ケ 利用者が施設・設備・物品等を故意又は過失により破損若しくは滅失したときは、原状に復するための経費について、弁償の責任を負っていただきます。
- コ 開放施設の利用に伴い、利用者が第三者に損害を与えた場合は、利用者がトラブルの解決に当たり、賠償の責任を負っていただきます。
- サ 児童・生徒が利用する場合、利用責任者は、学校施設への行き帰りに関しても、複数での行動を呼びかけるとともに、集合・解散時刻をあらかじめ定めるなど、安全策を講じてください。

#### 5 感染症対策における留意事項

- ア 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理に活動に参加せず、自宅で休養するようにしましょう。
- イ 施設の利用前には、手を洗いましょう。
- ウ 利用中は、十分な換気を行いましょう。
- エ その他、学校が決めた措置や指示に従ってください。

#### 附則

この利用規則は、令和5年8月1日より施行します。